

原議保存期間 10年
(平成27年12月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第56号
警察庁丙交企発第144号
平成17年12月8日
警察庁交通局長

自動車の保管場所の確保等に関する法律等の一部改正について(通達)

みだしの件については、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律(平成16年法律第55号。以下「改正法」という。)が、平成16年5月26日に、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成17年政令第187号。以下「改正政令」という。)が、平成17年5月27日に、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第21号。以下「改正規則」という。)が、平成17年12月8日に、それぞれ公布され、いずれも平成17年12月26日から施行されることとなった(別添1、2、3参照)。

本改正の趣旨及び警察関係の改正の要点並びに運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「法」とは改正法による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)を、「令」とは改正政令による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年政令第329号)を、「規則」とは改正規則による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)をいうものとする。

記

1 改正の趣旨

現在、自動車保有関係手続には、保管場所証明、登録・検査、租税の納付等様々なものがあり、非常に煩雑であるため、これらの手続・サービスを1か所又は1回で完了することのできるシステム(ワンストップサービス・システム)の稼働開始を目指して、関係法令について所要の改正を行うものである。

2 改正の要点

(1) 保管場所の確保を証する書面の提出等(法第4条、令第2条及び規則第2条)

ア 自動車保管場所証明書に相当する通知を行うべきことの申請(法第4条)

自動車の新規登録等を受けようとする者は、運輸支局長等に対する自動車保

管場所証明書の提出に代えて、警察署長に対して、自動車保管場所証明書に相当するものとして政令で定める通知を運輸支局長等に対して行うべきことを申請（以下この申請について「通知申請」という。）することができることとされた。

イ 政令で定める通知（令第2条第2項）

自動車保管場所証明書に相当する通知は、通知申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であって、当該警察署長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて運輸支局長等の使用に係る電子計算機に送信することによって行われるものとされた。

ウ 通知申請の方法等（規則第2条）

(ア) 申請の方法（第1項）

通知申請は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うこととされた。

(イ) 入力事項及び電子計算機の技術的基準（第2項）

申請者は、自動車保管場所証明申請書に記載すべき事項並びに使用権原疎明書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項並びに所在図及び配置図に記載すべき事項を、申請者の使用に係る電子計算機であって、次の機能のすべてを備えたものから入力して申請を行わなければならないこととされた。

警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアを用いて、入力すべき事項のすべてを警察署長が提供する様式に入力できる機能

警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアを用いて、警察署長の使用に係る電子計算機と通信できる機能

なお、使用権原疎明書面に係る入力事項が、使用権原疎明書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項とされているのは、自己の所有する土地又は建物を保管場所として使用する場合に使用権原疎明書面として添付される書面は、自己が記載をすべき書面（自認書）であり、他者の保有する土地又は建物を保管場所として使用する場合に使用権原疎明書面として添付される書面は、他者によって記載がなされている書面（使用承諾書、賃貸契約書等）であるためである。また、警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアとは、自動車保有関係手続のワンストップサービス・システム（以下「OSSシステム」という。）のインターフェイスシステムに搭載されたソフトウェアのことであり、警察署長が提供する様式とは、OSSシステムの申請情報入力画面の様式のことである。

(ウ) 通知申請における所在図の提出の特例（第3項）

規則第1条第3項では、自動車保管場所証明書の交付の申請の際に、当該申請に係る自動車の使用の本拠の位置及び保管場所が、旧自動車に係る使用の本拠の位置及び保管場所とそれぞれ同一であるときは、自動車保管場所証明申請書に当該旧自動車に係る保管場所標章番号を記載して、申請書に所在図を添付することを省略できる旨を定めているところ、通知申請においても、同項の規定を準用して、上記の場合には、所在図に記載すべき事項の入力を省略することができることとされた。

(I) 電子署名及び電子証明書（第3項）

自動車保管場所証明書の交付の申請において、署名又は記名押印により申請者の本人確認を行っている（規則別記様式第1号備考2）ところ、通知申請においても、申請者の本人確認を行うため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術利用国家公安委員会規則」という。）第3条第3項及び第4項の規定を準用し、申請者は申請に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信しなければならないこととされた。

これにより、当該電子証明書については、商業登記認証局若しくは地方公共団体による公的個人認証サービスに係る認証局又は民間認証局のうち電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項における主務大臣（総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣）の認定を受けたもの（認定民間認証局）が発行した電子証明書であって、申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、規則第2条第1項に規定する電子計算機のうち当該警察署長の使用に係るものから認証できるものに限られることとなる。この趣旨は、電子証明書のうち、ブリッジ認証局（商業登記認証局、公的個人認証サービスに係る認証局及び認定民間認証局との間で、これらの認証局が発行する電子証明書の有効性を相互認証することができる認証局のことをいい、この相互認証により、行政庁が申請等を受けた場合には、当該申請等に係る電子証明書の真正性についてブリッジ認証局に確認すれば足りることとなる。）が当該電子署名の正当性及び有効性（以下「正当性等」という。）について確認できる電子証明書に限ることによって、警察署長が、申請者の電子証明書の正当性等の確認並びに当該電子証明書による申請者の本人確認を、効率的に行うことができることとしたものである。

(オ) 申請の到達時期（第3項）

通知申請の到達時期について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第3条第3項の規定を準用し、申請が、警察署長の使用に係る電子

計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに警察署長に到達したものとみなすこととされた。

(2) 保管場所標章（法第6条、規則第4条及び第5条）

ア 保管場所標章の交付（法第6条）

警察署長は、自動車保管場所証明書に相当する通知を行ったときは、当該自動車の所有者に対し、保管場所標章を交付しなければならないこととされた。

イ 保管場所標章の交付の申請の特例（規則第4条、第5条）

(ア) 申請の求め（第4条第1項、第5条第1項）

保管場所標章を交付しようとする警察署長は、当該保管場所標章の交付を受けようとする者に対し、申請書2通の提出を求めるところとされているところ、当該者が通知申請を行う者である場合は、申請書の提出を求めなくてもよいこととされ、当該警察署長は、当該者に対し、通知申請に併せて保管場所標章の交付の申請（以下「標章交付申請」という。）を求めなければならないこととされた。

(イ) 申請の方法（第5条第2項）

規則第2条第1項の規定を準用し、申請に係る場所の位置を管轄する警察署長の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申請を行うこととされた。

(ウ) 入力事項及び電子計算機の技術的基準（第5条第2項）

規則第2条第2項の規定を準用し、申請者は、規則第4条第1項に規定する申請書に記載すべき事項を、自己の使用に係る電子計算機であって、次の機能のすべてを備えたものから入力して申請を行わなければならないこととされた。

警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアを用いて、入力すべき事項のすべてを警察署長が提供する様式に入力できる機能

警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアを用いて、警察署長の使用に係る電子計算機と通信できる機能

なお、2(1)ウ(イ)と同様に、警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアとは、OSSシステムのインターフェイスシステムに搭載されたソフトウェアのことであり、警察署長が提供する様式とは、OSSシステムの申請情報入力画面の様式のことをいう。

(I) 電子署名及び電子証明書（第5条第2項）

保管場所標章交付申請書において、署名又は記名押印を求めている（規則別記様式第3号備考1）ところ、OSSシステムを利用した標章交付申請においても、それに代わって氏名等を明らかにする措置として、情報通信技術利用国家公安委員会規則第3条第3項及び第4項の規定を準用し、申請者は申請に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子

証明書と併せて送信しなければならないこととされた。

以上、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)により、OSSシステムにおいては、通知申請と標章交付申請が同時に行われることとなる。

(オ) 申請の到達時期（第5条第2項）

通知申請と同様に、情報通信技術利用法第3条第3項の規定を準用し、OSSシステムを利用した標章交付申請は、警察署長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに警察署長に到達したものとみなすこととされた。

(カ) 通知書の交付（第5条第3項）

OSSシステムを利用した標章交付申請を求めた警察署長は、自動車保管場所証明書に相当する通知に係る自動車の所有者に対し、当該自動車に係る保管場所標章の交付に併せて、通知書を交付しなければならないこととされた。

(キ) 通知書の様式（第5条第4項）

(カ)の通知書の様式は、別記様式第4号のとおりとされた。これは、OSSシステムを利用した保管場所標章の交付手続では、保管場所標章の交付を受けようとする者に、保管場所標章交付申請書の提出を求めていることから、保管場所標章交付申請書と保管場所標章番号通知書が一体となっている別記様式第3号を保管場所標章番号通知書として使用することができないために、新たに別の保管場所標章番号通知書の様式を定めることとされたものである。

(3) その他

条ずれの手当て等所要の技術的修正がなされた。

3 運用上の留意事項

(1) 現行手続との関係等

本改正は、自動車保有関係手続のワンストップサービス化の実現のために、通知申請を創設し、並びに通知申請及び通知申請を行う者が行う標章交付申請を電子的に行うことができるよう関係法令を改正するものであって、書面による自動車保管場所証明書及び保管場所標章の交付の申請（通知申請を行う者によるものを除く。）については、本改正後も引き続き行うことができることに注意すること。また、通知申請については、書面によっては、行うことができないことに注意すること。

(2) 部内教養の徹底

本改正等による自動車保有関係手続のワンストップサービス化の実現については、国民の関心及び期待も高いものである。したがって、本改正によって設けられた手続については、新たに構築されるOSSシステムを用いて行われるもので

あるところ、警察本部及び管内警察署の保管場所証明事務担当者等に対し、本改正の趣旨及び内容並びに当該システムの操作及び運用等についての教養を徹底し、事務処理上誤りのないよう万全を期すこと。

(3) 関係機関等との連携及び県民に対する広報啓発の推進

本改正によって設けられた手続は、OSSシステムが整備された都道府県から行うことができるようになる。当該システムは、都道府県警察のほか、運輸支局、都道府県税事務所及び登録情報処理機関がそれぞれ管理する個別システムを連結して構成されるものであるので、システムの整備、運用等については、これら関係機関等と緊密に連携をとり、その円滑を期すとともに、システムの稼働開始に当たっては、関係機関と連携しつつ、県民に対する広報啓発を推進し、その利用が促進されるよう努めること。

法律第五十五号

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律

(道路運送車両法の一部改正)

第一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 自動車の整備事業(第十七条―第九十六条)」を「第六章 自動車の整備事業(第七十七条―第九十六条)」を「第六章の二 登録情報処理機関(第九十六条の二―第九十六条の十四)」に、「第百十二条」を「第百十三条」に改める。

第七條第二項中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項第二号中「限る」の下に「。次項第二号において同じ」を加え、同項第三号中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録情報処理機関」という。)に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

- 一 第三十三条第四項 譲渡証明書
- 二 第七十五条第五項 完成検査終了証
- 三 第九十四条の五第二項 保安基準適合証
- 四 第九十四条の五の二第二項において準用する第九十四条の五第二項 限定保安基準適合証

5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

第三十三条に次の二項を加える。

4 自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)を譲渡する者は、第一項の規定による譲渡証明書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該譲渡証明書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)により登録情報処理機関に提供することができる。

5 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、同項の自動車を譲渡する者は、当該譲渡証明書を当該譲受人に交付したものとみなす。

第三十六条の二第一項中「その営業所」とに「を削り、「当該営業所」を「その」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に改め、同条第五項中「六月」を「一年」に改める。

第五十九条第四項中「限る。」の下に「、第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項」を加える。

第七十五条第四項中(第六項)を「(第八項)」に、「次項及び第六項」を「第七項及び第八項」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)に係る前項の規定による完成検査終了証の発行及び交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

6 前項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項の申請をした者は、当該完成検査終了証を発行し、これを当該譲受人に交付したものとみなす。

第九十四条の五中第八項を第十二項とし、第七項を第十一項とし、第六項を第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年五月二十六日
内閣総理大臣 小泉純一郎

9 前二項の検査の申請をする者は、第二項の規定により同項に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、前二項の申請書にその旨を記載することをもって保安基準適合証の提出に代えることができる。

10 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

第九十四条の五第五項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に、及び次条第三項を「第十項及び次条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項を第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く)に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

3 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、当該指定自動車整備事業者は、当該保安基準適合証を当該依頼者に交付したものとみなす。

第九十四条の五の二中第三項を第四項とし、同条第二項中「第二項前段の」を「第四項前段の」に、「前項」を「第一項」に、「同条第二項前段」を「同条第四項前段」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項及び第三項の規定は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車(国土交通省令で定めるものを除く)に係る前項の規定による限定保安基準適合証の交付について準用する。

5 前条第九項及び第十項の規定は、限定保安基準適合証の提出について準用する。

第九十四条の八第一項第五号中「第九条第四項」を「第九条第七項」に改める。
第六章の次に次の一章を加える。
第六章の二 登録情報処理機関

(登録)

第九十六条の二 第七條第四項の登録(以下この章において単に「登録」という)は、第十三条第四項、第七十五条第五項又は第九十条の五第二項(第九十四条の五の二第二項)において準用する場合を含む。)に規定する事項の提供を受け、当該提供をした者について国土交通省令で定める方法による本人であることの確認その他の国土交通省令で定める事項の確認を行い、並びに第七條第五項(第五十九条第四項において準用する場合を含む)及び第九十四条の五第十項(第九十四条の五の二第五項において準用する場合を含む)の規定による国土交通大臣の照会に対して回答する業務(以下「情報処理業務」という)を行うこととする者の申請により行う。

第九十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第九十六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
(登録基準等)

第九十六条の四 国土交通大臣は、第九十六条の二の規定により登録を申請した者が電子計算機(入出力装置を含む)及び情報処理業務に必要なプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう)を有するものであるときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、登録情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一 登録年月日及び登録番号
二 登録情報処理機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 登録情報処理機関が情報処理業務を行う事業場の所在地
四 自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに依り自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ)において送信元である登録情報処理機関を識別するための文字、番号、記号その他の符号
五 登録情報処理機関が提供を受ける第七條第四項各号に掲げる規定に規定する事項の別
六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、登録情報処理機関登録簿を公衆の閲覧に供しなければならぬ。
4 登録情報処理機関は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、その氏名又は名称、登録情報処理機関登録簿に記載された登録番号、情報処理業務に関する約款及び料金その他の国土交通省令で定める事項を公衆の閲覧に供しなければならない。
(登録の更新)

第九十六条の五 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
(業務の実施に係る義務)

第九十六条の六 登録情報処理機関は、情報処理業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務を行わなければならない。
2 登録情報処理機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により情報処理業務を行わなければならない。

3 登録情報処理機関は、国土交通省令で定める場合を除き、情報処理業務の全部又は一部を他人に委託してはならない。
(変更の届出)
第九十六条の七 登録情報処理機関は、第九十六条の四第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務規程)
第九十六条の八 登録情報処理機関は、情報処理業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という)を定め、情報処理業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 業務規程には、情報処理業務の実施方法、情報処理業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)
第九十六条の九 登録情報処理機関は、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)
第九十六条の十 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十三条において「財務諸表等」という)を作成し、五年間事務所

に備えて置かなければならない。

2 第三十三條第四項、第七十五條第五項又は第九十四條の五第二項(第九十四條の五の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する事項を提供しようとする者その他の利害關係人は、登録情報処理機關の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録情報処理機關の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
(適合命令)

第九十六條の十一 国土交通大臣は、登録情報処理機關が第九十六條の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録情報処理機關に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)
第九十六條の十二 国土交通大臣は、登録情報処理機關が第九十六條の六の規定に違反しているとき、その登録情報処理機關に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)
第九十六條の十三 国土交通大臣は、登録情報処理機關が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第九十六條の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき

二 第九十六條の七から第九十六條の九まで、第九十六條の十第一項又は次條の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第九十六條の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき
四 前二條の規定による命令に違反したとき
五 不正の手段により登録を受けたとき
(帳簿の記載)

第九十六條の十四 登録情報処理機關は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え情報処理業務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
第九十七條の二第一項中「因る」を「よる」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第二項中「(第七十四條の四の規定の適用があるときは、協会)」を削り、「前項」を「第一項」に改め、「提示」の下に「又は前項の納付の事実の確認」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、現に自動車税又は軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の提示については、当該書面の提示に代えて、政令で定めるところにより、国土交通大臣(第七十四條の四の規定の適用があるときは、協会、次項において同じ。)が当該自動車税又は軽自動車税を課した地方公共団体にその額の納付の有無の事実を確認することにより行うことができる。

第一百零一條中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。
十三 登録情報処理機關

第一百三條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項各号の申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣(第七十四條の四の規定の適用があるときは、協会)は、国土交通省令で定めるところにより、当該申請等を却下することができる。

第一百三條第二項中「第七十五條第五項若しくは第六項」を「第七十五條第七項若しくは第八項」に改める。

第七十七條第二号中「第九十四條の五第二項第九十四條の五の二第二項」を「第九十四條の五第四項(第九十四條の五の二第三項)」に、「第九十四條の五第三項」を「第九十四條の五第五項」に改め、同条の次に次の一号を加える。
七 第九十六條の十三の規定による情報処理業務の停止の命令に違反した登録情報処理機關の役員又は職員

第一百零一條第一項第三号中「第九十四條の四第三項」の下に、「第九十六條の九」を加え、同項に次の一号を加える。
十 第九十六條の十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
本則に次の一條を加える。
第一百零三條 第九十六條の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)
第九十七條の二 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七號)の一部を次のように改正する。
第九十九條第一項中「第七十四條の三」を「第七十四條の四」に改め、「次項」の下に「から第五項まで」を加え、同項ただし書中「第九十四條の五第六項」を「第九十四條の五第八項」に改め、同条第四項中「第九十四條の五第六項」を「第九十四條の五第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。
2 前項本文の場合において、同項本文の処分を受けようとする者は、政令で定めるところにより、保険会社に委託して、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。)により道路運送車両法第七條第四項の登録情報処理機關(次項及び第四項において「登録情報処理機關」といふ。)に提供することができる。

第九十九條の五第一項中「これらの規定」を「第八條(見出しを含む。)、第九條の見出し並びに同条第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの規定」に、「(保険期間)」とあるのは「共済期間」と、第八條中「前条第二項」とあるのは「第九條の四において準用する第七條第二項」を「第八條中「前条第二項」とあるのは、第九條の四において準用する第七條第二項」と、同条第五項及び第七項中「(保険期間)」とあるのは「(共済期間)」に改める。
(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正)

第三條 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四十五號)の一部を次のように改正する。
第四條第一項に次のただし書を加える。
ただし、その者が、警察署長に対して、当該書面に相当するものとして政令で定める通知を当該行政庁に対して行うべきことを申請したときは、この限りでない。
第四條第二項中「提出」の下に「又は同項ただし書の政令で定める通知」を加える。
第六條第一項中「交付したとき」の下に「同項ただし書の政令で定める通知を交付したとき」を加え、同条第二項中「書面の交付」の下に「又は同項ただし書の政令で定める通知」を加える。
第七條第一項中「保有者は、第四條第一項の政令で定める書面」の下に「若しくは同項ただし書の政令で定める通知(以下この項において「書面等」といふ。))」を加え、第四條第一項の政令で定める書面を「において、書面等」に改め、同条第二項中「書面の交付」の下に「又は同項ただし書の政令で定める通知」を加える。

第七條第二項第一号中「提出して」を「提出し、又は警察署長に自動車の保管場所に関する虚偽の通知を行わせて」に改める。

第三 前項の規定により自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項が登録情報処理機關に提供されたときは、第一項本文の処分を受けようとする者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書を当該行政庁に提示したものとみなす。
4 前項の場合において、当該行政庁は、登録情報処理機關に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。
第九條の五第一項中「これらの規定」を「第八條(見出しを含む。)、第九條の見出し並びに同条第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの規定」に、「(保険期間)」とあるのは「共済期間」と、第八條中「前条第二項」とあるのは「第九條の四において準用する第七條第二項」を「第八條中「前条第二項」とあるのは、第九條の四において準用する第七條第二項」と、同条第五項及び第七項中「(保険期間)」とあるのは「(共済期間)」に改める。
(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正)

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)
第四條 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第一項に次のただし書を加える。
ただし、その者が、資金管理人に委託して当該預託証明書に相当するものとして政令で定める通知を同法第七條第四項に規定する登録情報処理機関(次項において単に「登録情報処理機関」という。)に対して行ったときは、当該預託証明書を国土交通大臣等に提示したものとみなす。

第七十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項ただし書の場合において、国土交通大臣等は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第一條中道路運送車両法第三十六條の二の改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定及び同法第百條第一項の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二條 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の道路運送車両法(以下「旧道路運送車両法」という。)(第三十三條第一項の規定により自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の譲受人に譲渡証明書を交付した者が、政令で定めるところにより、第一條の規定による改正後の道路運送車両法(以下「新道路運送車両法」という。)(第七條第一項の申請に係る当該自動車の譲受人の承諾を得て、当該譲渡証明書に記載されていた事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したときは、新道路運送車両法第三十三條第四項の規定により同項に規定する事項の提供がされたものとみなす。

2 前項の場合においては、当該自動車の譲受人は、当該譲渡証明書を交付した者にこれを返却しなければならない。
第三條 附則第一條ただし書に規定する規定(道路運送車両法第三十六條の二の改正規定に限る。以下同じ。)の施行の際現に旧道路運送車両法第三十六條の二第一項の許可(以下この項において「旧許可」という。)を受けている者は、附則第一條ただし書の政令で定める日(以下この条において「一部施行日」という。)に新道路運送車両法第三十六條の二第一項の許可(以下この項において「新許可」という。)を受けた者とみなす。この場合において、当該新許可を受けた者とみなされる者に係る新許可の有効期間は、一部施行日におけるその者に係る旧許可の有効期間の残存期間のうち最も長い残存期間と同一の期間とする。

2 附則第一條ただし書に規定する規定の施行の際現に旧道路運送車両法第三十六條の二第一項の許可の申請をしている者(国土交通省令で定める者を除く。)は、一部施行日に新道路運送車両法第三十六條の二第一項の許可の申請をしたものとみなす。
3 附則第一條ただし書に規定する規定の施行の際現に旧道路運送車両法第三十六條の二第三項の規定により交付を受けている回送運行許可証(以下この項において「旧回送運行許可証」という。)(以下この項において「旧回送運行許可証」という。)(及び貸与を受けている回送運行許可証番号は、新道路運送車両法第三十六條の二第三項の規定により交付を受けた回送運行許可証(以下この項において「新回送運行許可証」という。)(及び貸与を受けた回送運行許可証番号とみなされる旧回送運行許可証の有効期間は、一部施行日における当該旧回送運行許可証の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第四條 この法律の施行前に旧道路運送車両法第七十五條第四項の規定により完成検査終了証を発行し、これを自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の譲受人に交付した者が、国土交通省令で定める期間内に、政令で定めるところにより、新道路運送車両法第七條第一項又は第

五十九條第一項の申請をする者の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載されていた事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したときは、新道路運送車両法第七十五條第五項の規定により同項に規定する事項の提供がされたものとみなす。

第五條 前條の規定は、この法律の施行前に旧道路運送車両法第九十四條の五第一項の規定により保安基準適合証を依頼者に交付した者について準用する。この場合において、前條中「第七條第一項又は第五十九條第一項」とあるのは「第七條第一項又は第五十九條第一項若しくは第六十二條第一項」と、「当該完成検査終了証」とあるのは「当該保安基準適合証」と、「第七十五條第五項」とあるのは「第九十四條の五第二項」と読み替えるものとする。

第六條 附則第四條の規定は、この法律の施行前に旧道路運送車両法第九十四條の五の二第一項の規定により限定保安基準適合証を依頼者に交付した者について準用する。この場合において、附則第四條中「第七條第一項又は第五十九條第一項」とあるのは「第七條第一項又は第五十九條第一項若しくは第六十二條第一項」と、「当該完成検査終了証」とあるのは「当該限定保安基準適合証」と、「第七十五條第五項」とあるのは「第九十四條の五の二第二項において準用する第九十四條の五第二項」と読み替えるものとする。

(罰則に関する経過措置)
第七條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

内閣総理大臣 小泉純一郎
経済産業大臣 中川 昭一
国土交通大臣 石原 伸晃
環境大臣 小池百合子

五十九條第一項の申請をする者の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載されていた事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したときは、新道路運送車両法第七十五條第五項の規定により同項に規定する事項の提供がされたものとみなす。

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律新旧対照条文
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

（保管場所の確保を証する書面の提出等）

第四条 道路運送車両法第四条に規定する処分、同法第十二条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。）又は同法第十三条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。ただし、その者が、警察署長に対して、当該書面に相当するものとして政令で定める通知を当該行政庁に対して行うべきことを申請したときは、この限りでない。

2 当該行政庁は、前項の政令で定める書面の提出又は同項ただし書の政令で定める通知がないときは、同項の処分をしないものとする。

（保管場所標章）

第六条 警察署長は、第四条第一項の政令で定める書面を交付したとき、同項ただし書の政令で定める通知を行ったとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。

2 前項の規定により保管場所標章の交付を受けた者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該自動車に保管場所標章を表示しなければならない。この場合において、道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付又は同項ただし書の政令で定める通知に係る保管場所標章を表示するときは、既に表示されている保管場所標章を取り除かなければならない。

3 （略）

（保管場所の変更届出等）

第七条 自動車の保有者は、第四条第一項の政令で定める書面若しくは同

（保管場所の確保を証する書面の提出等）

第四条 道路運送車両法第四条に規定する処分、同法第十二条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。）又は同法第十三条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。

2 当該行政庁は、前項の政令で定める書面の提出がないときは、同項の処分をしないものとする。

（保管場所標章）

第六条 警察署長は、第四条第一項の政令で定める書面を交付したとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。

2 前項の規定により保管場所標章の交付を受けた者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該自動車に保管場所標章を表示しなければならない。この場合において、道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付に係る保管場所標章を表示するときは、既に表示されている保管場所標章を取り除かなければならない。

3 （略）

（保管場所の変更届出等）

第七条 自動車の保有者は、第四条第一項の政令で定める書面において証

項ただし書の政令で定める通知（以下この項において「書面等」という。）において証された保管場所の位置を変更したとき（道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、書面等において証された保管場所の位置を変更したときを除く。）又は第五条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したときは、変更した日から十五日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。変更後の保管場所の位置を変更したとき（同法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、書面等において証された保管場所の位置を変更したときを除く。）も、同様とする。

- 2 前条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について準用する。この場合において、同条第二項中「道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付又は同項ただし書の政令で定める通知に係る」とあるのは、「次条第一項の規定による届出に係る」と読み替えるものとする。
- (罰則)
- 第十七条 (略)
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出し、又は警察署長に自動車の保管場所に関する虚偽の通知を行わせて、第四条第一項の規定による処分を受けた者

3 (略)

された保管場所の位置を変更したとき（道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、第四条第一項の政令で定める書面において証された保管場所の位置を変更したときを除く。）又は第五条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したときは、変更した日から十五日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。変更後の保管場所の位置を変更したとき（同法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、第四条第一項の政令で定める書面において証された保管場所の位置を変更したときを除く。）も、同様とする。

- 2 前条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について準用する。この場合において、同条第二項中「道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付に係る」とあるのは、「次条第一項の規定による届出に係る」と読み替えるものとする。
- (罰則)
- 第十七条 (略)
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出して第四条第一項の規定による処分を受けた者

3 (略)

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年五月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第百八十七号

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十五号)の施行に伴い、並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六條第一項、第三十三條第四項、第三十九條第一項、第七十五條第五項、第九十四條の五第二項(同法第九十四條の五の二第二項)において準用する場合を含む)、第九十七條の二第二項及び第百二條第一項、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第九條第二項、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第四條第一項ただし書、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第七十四條第一項ただし書並びに自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律附則第二條第一項及び第四條の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十五号)の施行に伴い、並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六條第一項、第三十三條第四項、第三十九條第一項、第七十五條第五項、第九十四條の五第二項(同法第九十四條の五の二第二項)において準用する場合を含む)、第九十七條の二第二項及び第百二條第一項、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第九條第二項、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第四條第一項ただし書、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第七十四條第一項ただし書並びに自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律附則第二條第一項及び第四條の規定に基づき、この政令を制定する。

(道路運送車両法施行令の一部改正)

第一條 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「第七十五條第一項、第五項及び第六項」を「第七十五條第一項、第七項及び第八項」に改め、同條第六項の表上欄中「第九十四條の五第五項」を「第九十四條の五第七項」に、「第九十四條の五の二第三項」を「第九十四條の五の二第四項」に、「及び第六項」を「及び第八項」に改め、同條を第十五條とする。

第九條を第十四條とし、第八條を第十三條とし、第七條の二を第十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

(納付の有無の事実を確認する方法)
第十二條 法第九十七條の二第二項の納付の有無の事実の確認は、国土交通省令で定めるところにより、電磁的方法又はこれに準ずる方法により行うものとする。

第七條を第八條とし、同條の次に次の二條を加える。
(完成検査終了証に記載すべき事項の電磁的方法による提供)
第九條 法第七十五條第一項の申請をした者は、同條第五項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た法第七十五條第一項の申請をした者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、完成検査終了証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保安基準適合証等に記載すべき事項の電磁的方法による提供)
第十條 指定自動車整備事業者は、法第九十四條の五第二項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た指定自動車整備事業者は、当該依頼者から登録簿又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、保安基準適合証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該依頼者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第九十四条の五の二第二項において法第九十四条の五第二項の規定を準用する場合について準用する。

第六条中「前二条」とし「第五条又は前条」に改め、同条を第五条とする。
第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。
(譲渡証明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第三条 自動車譲渡する者は、法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た自動車譲渡する者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、譲渡証明書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該譲受人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

2 前項の規定による承諾を得た譲渡証明書交付者は、当該自動車譲渡する者から書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

第二条 道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

表第十号中「完成検査終了証の提出」の下に「法第五十九条第四項において準用する法第七條第四項の規定による申請書への自動車検査証返納証明書」の下に「提出」を、とともに保安基準適合証の提出」の下に「法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。」を、並びに限定自動車検査証の提出」の下に「提出」を「限定保安基準適合証の提出」の下に「法第九十四条の五

二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。」を加え、表第十一号中「提出がある自動車並びに限定自動車検査証」を「提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車並びに限定自動車検査証の提出」に改め、限定保安基準適合証の提出」の下に「法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。」を加える。

第三条 自動車登録令の一部改正
第五十六号の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「用いて」を「用い又は電気通信回線を通じて」に改める。
第十条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、運輸監理部又は運輸支局に出席することを要しない。

第十四條第一項中「左」を「次に」に改め、同条に次の二項を加える。
3 申請人は、道路運送車両法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、第一項の申請書にその旨を記載することをもつて同項第一号の書面(譲渡証明書に限る。)の提出に代えることができる。

4 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

第十六條の見出しを「(印鑑に関する証明書の添付)に改め、同条第一項中「であつて市町村又は特別区の長の証明を得たもの(申請人又はその第三者が法人であるときは、その代表者の印鑑であつて法人の登記に関し印鑑を提出した登記所の証明を得たもの。以下この項において同じ)を添付し」を「に」に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地

方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。)又は登記官が作成するものに限る。以下この条において同じ)を添付し」に改め、同項ただし書中「抹消した」を「抹消した」に「であつて市町村又は特別区の長の証明を得たもの」を「に」に関する証明書に改め、同条に次の一項を加える。
3 第一項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならぬ。
第二十一條第一項第三号中「当事者」を「第一十条ただし書に規定する場合を除くほか、当事者」に改め、同項第五号中「第七條第四項」を「第七條第六項」に改める。

第四条 自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十一年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。
第一条の二を第一条の三とし、第一条中「自動車損害賠償保障法(以下「法」という。)を「法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

(自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第一条 自動車損害賠償保障法(以下「法」という。)第九條第一項本文の処分を受けようとする者は、同条第二項の規定により自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、保険会社に対して書面又は電磁的方法により委託しなければならぬ。

第十二條中「第二条」を「第一条、第二条」に改め、「規定中」の下に「自動車損害賠償責任保険証明書」とあるのは「自動車損害賠償責任(自動車)の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「書面」を「書面等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 法第四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であ

つて、当該警察署長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ)から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。
(使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部改正)

第六條 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成十四年政令第百八十九号)の一部を次のように改正する。
第八條の次に次の一条を加える。
(預託証明書に相当する通知)

第八條の二 法第七十四條第一項ただし書の政令で定める通知は、当該自動車に係る再資源化預託金等が預託されていることを証明する旨の通知であつて、資金管理法人の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ)から電気通信回線を通じて登録情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。

附則
(施行期日)

第一条 この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年十二月二十六日)から施行する。
(経過措置)

第二条 改正法の施行前に改正法第一条の規定による改正前の道路運送車両法第三十三条第一項の規定により自動車の譲受人に譲渡証明書を交付した者(次項において「譲渡証明書交付者」という。)は、改正法附則第二条第一項の規定により当該譲渡証明書に記載されていた事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該自動車の譲受人の書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た譲渡証明書交付者は、当該自動車の譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、当該譲渡証明書に記載されていた事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該自動車の譲受人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

2 前項の規定による承諾を得た指定自動車整備事業者は、当該依頼者から登録簿又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、保安基準適合証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該依頼者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第三条 改正法の施行前に改正法第一条の規定による改正前の道路運送車両法第七十五条第四項の規定により完成検査終了証を発行し、これを自動車譲受人に交付した者(次項において「完成検査終了証交付者」という。)は、改正法附則第四条の規定により当該完成検査終了証に記載されていた事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、改正法第一条の規定による改正後の道路運送車両法第七条第一項又は第五十九条第一項の申請をする者(次項において「申請者」という。)の書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た完成検査終了証交付者は、申請者から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、当該完成検査終了証に記載されていた事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、申請者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

内閣総理大臣 小泉純一郎

経済産業大臣 中川 昭一

国土交通大臣 北側 一雄

環境大臣 小池百合子

改正案	現行
<p>（保管場所の確保を証する書面等） 第二条（略） 2 法第四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であつて、当該警察署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。</p>	<p>（保管場所の確保を証する書面） 第二条（略）</p>

○国家公安委員会規則第二十一号
 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十六条の規定に基づき、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十七年二月八日
 国家公安委員会委員長 杏掛 哲男

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則
 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
 第十条を第十二条とする。

第九条中「別記様式第七号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第十一条とする。
 第八条中「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第十条とする。

第七条を第九条とする。
 第六条第三項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条第四項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第八条とする。

第五条を第七号とする。
 第四条中「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第六条とする。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(保管場所標章の交付の手續)」を付し、同条第一項中「次条」を「第六条」に改め、同条の下に「(法第四條第一項ただし書の申請を行う者を除く。)」を加え、同条を第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

第五条 法第四條第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長は、当該申請を行う者に対し、当該申請を併せて法第六條第一項の保管場所標章の交付の申請を求めなければならない。情報通信技術利用法第三條第三項並びに規則第三條第三項及び第四項の規定は前項の申請について、それぞれ準用する。この場合において、第二條第一項中「当該申請に係る場所の位置を管轄する」とあるのは、「当該申請を求めた」と、同條第二項中「前條第一項の申請書に記載すべき事項並びに同條第二項に掲げる書面に記載すべき事項」とあるのは、「第四條第一項の申請書に記載すべき事項」と、規則第三條第四項中「国家公安委員会が情報通信技術利用法第三條第一項」とあるのは、「第五條第一項の申請を求めた警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第五條第二項において読み替えて準用する第二條第一項」と、「国家公安委員会」とあるのは、「当該警察署長」と読み替えるものとする。

3 第一項の申請を求めた警察署長は、法第四條第一項ただし書に規定する通知に係る自動車の保有者に対し、当該自動車に係る保管場所標章の交付に併せて、通知書を交付しなければならない。

4 前項の通知書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。
 第二條第二項中「前條第二項」を「第一條第二項」に改め、同条を第三号とする。
 第一條第一項中「第一條第二項」を「第二條第一項」に、「第三條第一項」を「第四條第一項」に、「第六條第二項」を「第八條第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
 (保管場所の確保を証する通知の申請の手續等)

第二條 法第四條第一項ただし書の申請は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)以下この条において同じ。と当該申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うものとする。

2 前項の申請を行うおとす者は、前條第一項の申請書に記載すべき事項並びに同條第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項及び同項第二号又は第三号に掲げる書面に記載すべき事項を、当該申請を行う者の使用に係る電子計算機であつて次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものから入力して、当該申請を行わなければならない。

一 警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアを用いてこの項本文に規定する事項のすべてを当該警察署長が提供する様式に入力できる機能
 二 警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアを用いて当該警察署長の使用に係る電子計算機と通信できる機能

3 前條第三項の規定並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項及び第五條第二項において「規則」という。)第三條第三項

及び第四項の規定は第一項の申請について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び第五條第二項において「情報通信技術利用法」という。)第三條第三項の規定は第一項の規定により行われた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、前條第三項中「前項」とあるのは「第二條第二項」と、「当該申請に係る申請書」とあるのは「当該申請を行う者の使用に係る電子計算機から」と、「記載して、前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「入力して、第一條第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、書面の提出」とあるのは「書面に記載すべき事項の入力」と、規則第三條第四項中「国家公安委員会が情報通信技術利用法第三條第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律第四條第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第二條第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

別記様式第二号中「(第2條第4項)」を「(第3條第4項)」に改める。
 別記様式第三号中「(第3條第4項)」を「(第4條第4項)」に改める。
 別記様式第七号中「別記様式第七号(第9條第4項)」を「別記様式第八号(第11條第4項)」に改め、同様式を別記様式第八号とする。
 別記様式第六号中「別記様式第六号(第8條第4項)」を「別記様式第七号(第10條第4項)」に改め、同様式を別記様式第七号とする。
 別記様式第五号中「別記様式第五号(第6條第4項)」を「別記様式第六号(第8條第4項)」に改め、同様式を別記様式第六号とする。
 別記様式第四号中「別記様式第四号(第4條第4項)」を「別記様式第五号(第6條第4項)」に改め、同様式を別記様式第五号とする。同様式の前記次の二様式を加える。
 別記様式第四号(第5條第4項)

車名	型式	保管場所		車台番号	通知	自動車の大きさ
		種類	番号			
自動車	の使用の本據の位置					センチメートル センチメートル センチメートル
自動車	の乗降場所の位置					
申請者	住所	氏名				
年	月	日				

この規則は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十五号)の施行の日(平成十七年十二月二十六日)から施行する。

附則
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）</p> <p>第一条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）<u>第二条</u>第一項の規定により自動車の保有者が行う自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）<u>第四条</u>第一項の書面の交付の申請は、申請書二通（都道府県公安委員会規則で別段の定めをしたときは、一通。<u>第四条</u>第一項及び<u>第八条</u>第二項において同じ。）を当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に提出して行うものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）</p> <p>第二条 <u>法</u>第四条第一項ただし書の申請は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うものとする。</p> <p>2 前項の申請を行おうとする者は、前条第一項の申請書に記載すべき事項並びに同条第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項及び同項第二号又は第三号に掲げる書面に記載すべき事項を、当該申請を行う者の使用に係る電子計算機であつて次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものから入力して、当該申請を行わなければならない。</p>	<p>（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）</p> <p>第一条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）<u>第二条</u>の規定により自動車の保有者が行う自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）<u>第四条</u>第一項の書面の交付の申請は、申請書二通（都道府県公安委員会規則で別段の定めをしたときは、一通。<u>第三条</u>第一項及び<u>第六条</u>第二項において同じ。）を当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に提出して行うものとする。</p> <p>2～4（略）</p>

- 一 警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアを用いてこの項本文に規定する事項のすべてを当該警察署長が提供する様式に入力できる機能
- 二 警察署長が交付する電子計算機用ソフトウェアを用いて当該警察署長の使用に係る電子計算機と通信できる機能

3 前条第三項の規定並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項及び第五条第二項において「規則」という。）（第三条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び第五条第二項において「情報通信技術利用法」という。）（第三条第三項の規定は第一項の規定により行われた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「前項の」とあるのは「第二条第二項の」と、「当該申請に係る申請書に」とあるのは「当該申請を行う者の使用に係る電子計算機から」と、「記載して、前項第一号に掲げる書面の添付」とあるのは「入力して、第一条第二項第一号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「書面の提出」とあるのは「書面に記載すべき事項の入力」と、規則第三条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術利用法第三条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

（届出の手続）

（届出の手続）

第三条 (略)

2 第一条第二項及び第三項本文の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「保有者である」とあるのは「保有者であり、又は保有者であった」と、「保管場所とされている」とあるのは「保管場所とされており、又は当該届出の日前十五日以内に保管場所とされていた」と、「表示されている」とあるのは「表示されており、又は当該届出の日前十五日以内に表示されていた」と読み替えるものとする。

(保管場所標章の交付の手続)

第四条 法第六条第一項(法第七条第二項(法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。)、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。第六条において同じ。)(の規定により保管場所標章を交付しようとする警察署長は、当該保管場所標章の交付を受けようとする者(法第四条第一項ただし書の申請を行う者を除く。)(に対し、申請書二通の提出を求めなければならない。

2・3 (略)

第五条 法第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長は、当該申請を行う者に対し、当該申請に併せて法第六条第一項の保管場所標章の交付の申請を求めなければならない。

2 第二条第一項及び第二項並びに規則第三条第三項及び第四項の規定は前項の申請について、情報通信技術利用法第三条第三項の規定は前項の規定により求められた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第一項中「当該申請に係る場所の位置を管轄する」とあるのは「当該申請を求めた」と、同条第二項中「前条第一項の申請書に記

第二条 (略)

2 前条第二項及び第三項本文の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「保有者である」とあるのは「保有者であり、又は保有者であった」と、「保管場所とされている」とあるのは「保管場所とされており、又は当該届出の日前十五日以内に保管場所とされていた」と、「表示されている」とあるのは「表示されており、又は当該届出の日前十五日以内に表示されていた」と読み替えるものとする。

(保管場所標章の交付の手続)

第三条 法第六条第一項(法第七条第二項(法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。)(、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。)(の規定により保管場所標章を交付しようとする警察署長は、当該保管場所標章の交付を受けようとする者に対し、申請書二通の提出を求めなければならない。

2・3 (略)

載すべき事項並びに同条第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項及び同項第二号又は第三号に掲げる書面に記載すべき事項」とあるのは、「第四条第一項の申請書に記載すべき事項」と、規則第三条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術利用法第三条第一項」とあるのは、「第五条第一項の申請を求めた警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第五条第二項において読み替えて準用する第一条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは、「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

3 第一項の申請を求めた警察署長は、法第四条第一項ただし書に規定する通知に係る自動車の保有者に対し、当該自動車に係る保管場所標章の交付に併せて、通知書を交付しなければならない。

4 前項の通知書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

(保管場所標章の様式)

第六条 法第六条第一項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第五号のとおりとする。

(保管場所標章の表示の方法)

第七条 (略)

(保管場所標章の再交付)

第八条 (略)

2 (略)

3 第四条第二項の規定は、前項の規定により保管場所標章の再交付の申請を受けた警察署長について準用する。この場合において、第四条第二項中「当該自動車の」とあるのは、「当該保管場所標章の再交付を受けることと

(保管場所標章の様式)

第四条 法第六条第一項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第四号のとおりとする。

(保管場所標章の表示の方法)

第五条 (略)

(保管場所標章の再交付)

第六条 (略)

2 (略)

3 第三条第二項の規定は、前項の規定により保管場所標章の再交付の申請を受けた警察署長について準用する。この場合において、第三条第二項中「当該自動車の」とあるのは、「当該保管場所標章の再交付を受けることと

なる者が当該申請に係る自動車の保有者であることを確認した上、当該自動車の」と読み替えるものとする。

4 第二項の申請書及び前項において準用する第四条第二項の通知書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

(運行供用制限命令に係る文書の記載事項)

第九条 (略)

(運行供用制限命令に係る標章の様式)

第十条 法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第七号のとおりとする。

(運行供用制限命令に係る自動車の保管場所確保の申告の手続)

第十一条 法第九条第三項の規定による申告は、別記様式第八号の申告書を提出して行うものとする。

(聴聞の手続)

第十二条 (略)

別記様式第2号 (第3条関係) (略)

別記様式第3号 (第4条関係) (略)

なる者が当該申請に係る自動車の保有者であることを確認した上、当該自動車の」と読み替えるものとする。

4 第二項の申請書及び前項において準用する第三条第二項の通知書の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

(運行供用制限命令に係る文書の記載事項)

第七条 (略)

(運行供用制限命令に係る標章の様式)

第八条 法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第六号のとおりとする。

(運行供用制限命令に係る自動車の保管場所確保の申告の手続)

第九条 法第九条第三項の規定による申告は、別記様式第七号の申告書を提出して行うものとする。

(聴聞の手続)

第十条 (略)

別記様式第2号 (第2条関係) (略)

別記様式第3号 (第3条関係) (略)

別記様式第4号(第5条関係)

保 管 場 所 標 章 番 号 通 知 書			
車 名	型 式	重 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
〒() ()			
申請者 住所		() 局 番	
氏名			
第 号			
上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。			
保管場所標章番号		年 月 日	
			警察署長 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号(第6条関係) (留)	別記様式第4号(第4条関係) (留)
別記様式第6号(第8条関係) (留)	別記様式第5号(第6条関係) (留)
別記様式第7号(第10条関係) (留)	別記様式第6号(第8条関係) (留)
別記様式第8号(第11条関係) (留)	別記様式第7号(第9条関係) (留)